

広島市立病院機構
医療情報システム
基本仕様書

令和8年8月
広島市立病院機構

目 次

I.	調達概要	2
1.	調達件名	2
2.	目 的	2
3.	調達範囲	2
4.	スケジュール	2
5.	本調達の業務内容	2
6.	納入物	4
7.	契約金額の請求	5
II.	調達範囲	6
1.	医療情報システム	6
2.	機能要件	8
3.	規模、信頼性要件	8
4.	情報セキュリティ要件	12
5.	ハードウェア要件	13
6.	ソフトウェア要件	14
7.	設備要件	15
8.	教育要件	15
9.	保守要件	16
10.	運用要件	19
11.	実施体制要件	20
12.	その他特記事項	22

別紙 1. 要求仕様書

別紙 2. システム全体構成図

別紙 3. システム間連携一覧

別紙 4. 医療機器連携一覧

別紙 5. 移行データ一覧

別紙 6. 機器調達台数一覧

別紙 7. 各システムライセンス一覧

別紙 8. 部門仮想基盤対象システム

別紙 8-1～8-3. 部門仮想基盤リソース一覧

（参考資料 1）統合整備計画

（参考資料 2）ネットワーク構成図

（参考資料 3）サーバ室レイアウト図

（参考資料 4）サーバ室ラック搭載図

I. 調達概要

1. 調達件名

広島市立病院機構医療情報システムの購入

2. 目 的

広島市立病院機構（以下、「本機構」という。）では、広島市立広島市民病院、広島市立北部医療センター安佐市民病院、広島市立舟入市民病院、広島市立リハビリテーション病院（以下、それぞれ広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院、リハビリテーション病院という。）の4病院それぞれで情報システムが稼働している。

次期電子カルテシステムの更新においては、従来の本機構及び各病院で独立したシステムを見直し、電子カルテシステムを中心とした基幹システムや部門システム、情報インフラを一つの病院群として統一したシステムを目指すものとする。

なお、電子カルテシステム及び一部の部門システムについて、広島市民病院と安佐市民病院及び舟入市民病院では、令和10年度（2028年度）に更新を予定しているが、リハビリテーション病院では、令和6年度（2024年度）の2月に更新済みのため、同年度に更新は行わない。

部門システムについては、統合整備計画（参考資料1）に則り、各調達部署にて対応を行う。

3. 調達範囲

調達する物品及びサービスの範囲は「別紙2.システム全体構成図」及び「Ⅱ. 調達範囲」を参照のこと。

4. スケジュール

新システムは、本機構及び各病院の稼働予定日に合わせて確実に稼働すること。

- ・広島市民病院：令和10（2028）年5月
- ・安佐市民病院：令和11（2029）年2月
- ・舟入市民病院：令和10（2028）年9月

なお、本稼働の2ヶ月前から各病院で外来・病棟含めた総合リハーサル（システム稼働確認及び運用リハーサル）を2回実施する予定である。

5. 本調達の業務内容

(ア) パッケージ利用における運用設計業務

- ・ 電子カルテシステムの信頼性、安定性や、開発期間の短縮、運用後のメンテナンス性、制度改正等への対応等を考慮し、可能な限り（舟入市民病院については原則）ノンカスタマイズを前提としパッケージシステムを最大限活用すること。
- ・ 提案するパッケージが想定する運用と本機構及び各病院が想定する運用との FIT&GAP 分析を行うこと。
- ・ FIT & GAP 分析に基づく運用手順の設計

受託者が提案するシステムの機能等を踏まえ、登場人物・行為・手段・利用システム・出力帳票・データフロー・患者導線・行為等のタイミングなどの視点で、詳細かつ具体的に運用フローを作成すること。また、

当該運用フローを基に、システム障害発生時の代替運用フローを作成支援すること。いずれも、作業に当たっては本機構及び各病院と綿密に協議し、運用フロー内容とシステム詳細設計内容とを照合・精査して作成すること。

(イ) システム詳細設計業務

- ・ 運用設計に基づくパッケージシステム適用の詳細設計
- ・ 接続するサブシステムとの接続仕様設計
- ・ データ移行設計

(ウ) システム構築業務

- ・ 環境構築（テスト系・本番系）
- ・ システム設定及びパラメータ設定
- ・ ソフトウェア製造又は適用
- ・ マスタ・テンプレート設定
- ・ 各種テスト（システムテスト、サブシステム間接続テスト、システム負荷テスト、バックアップリカバリーテスト）
- ・ 機器設置（現場確認と設置計画策定を含む）
- ・ データ移行
- ・ 情報セキュリティ対策

(エ) 操作研修、総合リハーサル業務

- ・ データ移行
- ・ 操作研修計画の立案
- ・ 本機構及び各病院内における操作研修環境の構築
- ・ インストラクターによる操作研修の実施
- ・ 操作研修用マニュアル（研修動画も含む）の整備・配布
- ・ リハーサル計画（総合リハーサル、部門リハーサル）立案の支援
（実施方法、実施回数は現行との運用や操作性の変更を考慮し、実施回数や実施方法などを立案し計画書に記載し協議すること。）
- ・ リハーサル用の事前データ設定支援
- ・ リハーサルの実施（各病院で外来・病棟含めた総合リハーサルを２回実施）

(オ) 運用周知、運用マニュアル作成業務

- ・ 運用周知に係る資料の作成
- ・ 運用マニュアルの作成支援
- ・ システム運用管理規程作成の支援

(カ) 本稼働支援業務

- ・ 本稼働前最終動作確認の支援

- ・ 本稼働時の運用支援（期間については別途協議）

(キ) 上記(ア)から(カ)に係る各検討会議の運営・支援業務

- ・ 各検討会議への出席
- ・ 各検討会議の資料作成
- ・ 各検討会議の議事録作成
- ・ 検討課題を一覧にまとめた管理表の作成

6. 納入物

本調達における納入成果物を以下に示す。特に納品ドキュメントの記載方針や内容については、本仕様書全体に記述した要件等を勘案したうえで提案すること。また、それらの記載内容等は、システムの円滑な開発や安定した稼働、遅滞のない保守、後日追加で機能改修等の必要性が発生した場合への柔軟な対応等を可能とするものであることを必須とし、その内容や納期については予めプロジェクト計画書をもって本機構及び各病院の承認を得ること。

なお、ドキュメントの形式は Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 等とし、納品部数及び提供方法等についても、契約後、本機構及び各病院と十分協議して決定すること。

(ア) プロジェクト計画書

契約締結後、速やかにプロジェクト計画書を作成し、本機構及び各病院の承認を得ること。なお、プロジェクト計画書に記載する項目等については、以下を参考とすること。

項 目	記載する内容
作業スケジュール	全体の作業スケジュール及び作業工程毎の詳細作業スケジュール
プロジェクト体制	プロジェクト全体（本機構及び各病院を含む。）の体制、役割、グループ構成、窓口及び連絡先
会議体	会議の体制、会議で報告する内容、報告書様式（打合せ記録等も含む。）
工程の定義	各工程の定義及び各工程の完了基準を記述する。
品質管理	各工程の品質指標及び品質管理に対する取り組みを記述する。
機密管理	今回のプロジェクトにおける機密管理の取り決めに記載する。
ドキュメント作成要領	文書管理番号体系、改版に関する規程、用語統一などについて本プロジェクトの標準化ルールを記述する。また、各成果物の記載概要を示し、記述内容や記述レベルの均質化などについて記述する。
成果物	工程毎の成果物（詳細）や中間成果物など

(イ) その他の図書類

各段階における必要時又はシステム本稼働時まで、以下のものを納入すること。なお、各納品物は、本機構及び各病院からの指示がない限り、電子データ（ファイル形式は、本機構及び各病院指定の形式で提出すること。）により納品すること。

- ・ 各システムの機能説明書

- ・ 運用フロー
- ・ 各システムの機能仕様書（（別紙 1.要求仕様書）の各項目に対応させること。その他必要な機能仕を漏れなく記すこと。）
- ・ 利用者操作研修計画書及び研修テキスト
- ・ 利用者操作研修実施報告書
- ・ 機器等搬入・設置計画書
- ・ マスタ等の設定手順書
- ・ リハーサル計画書
- ・ リハーサル実施報告書
- ・ 各装置の取扱説明書
- ・ OS に関するユーザマニュアル
- ・ 各システム管理マニュアル（システム起動／バックアップ手順等）
- ・ 障害切り分けマニュアル
- ・ サーバ機器等接続図（ネットワーク、電源接続を含む。）
- ・ 導入機器一覧表（機器管理台帳）
- ・ 本稼働判定資料
- ・ その他必要な手順書、説明書等

(ウ) プログラム等

導入するシステムについて、サーバ等機器障害時のシステム復旧等作業に必要なプログラムプロダクト等一式（導入時のシステム領域バックアップ媒体、データ領域バックアップ媒体等を含む。）を、システム本稼働時に納入すること。

7. 契約金額の請求

本件の完了後、受注者は発注者に対し納入物を提出し、発注者の検品を受けることにより、本件に係る契約金額について一括での請求を行うことができる。

Ⅱ．調達範囲

本調達範囲は、以下のとおりとする。

項目	備考
（本調達に含めるもの）	
ハードウェア・ソフトウェアの購入	28 システム（電子カルテシステム、医事会計システム、地域連携システムなど）
システム構築・データ移行	既存システムからのデータ移行作業、情報セキュリティ対策
操作研修	利用者教育・マニュアル整備
（本調達に含めないもの）	
ネットワーク更新	本調達契約後別途契約を予定
ハードウェア（サーバ機器）保守	本調達契約後別途契約を予定 サーバ・UPS・ストレージ機器 ※詳細は「Ⅱ．５．（イ）サーバ」を参照すること。
稼働後の運用保守	本調達契約後別途契約を予定 クライアント端末、ミドルウェア、パッケージ、SE 作業（稼働後 8 年間を予定） ただし、「Ⅰ．９．保守要件」に記載する要件を満たす提案書の作成は本調達の範囲内。
他システム連携費用	本調達に含まれないシステムとの接続作業・調整費用

１．医療情報システム

（ア）更新予定の医療情報システム

ハードウェア、ソフトウェア及び導入後のハードウェア保守を含めた医療情報システムの調達範囲は、以下とする。

No.	システム名称	広島市民	安佐市民	舟入市民
2-4	電子カルテシステム	○	○	○
5	医事会計システム	○	○	○
6	治験管理システム	○	○	—
7	臨床検査システム	—	—	○
8	診療情報管理システム	○	○	○
9	地域連携システム	○	○	○
10	遠隔地バックアップシステム	○	○	○
11	資源管理システム	○	○	○

No.	システム名称	広島市民	安佐市民	舟入市民
12	モバイルソリューションシステム	○	○	○
13	文書管理システム	○	○	○
14	診療情報 DWH システム	○	○	○
15	外来表示盤システム	○	○	○
16	患者案内支援システム	○	○	○
17	自科検査システム	○	○	○
18	重症病床管理システム	—	○	—
19	物品管理システム	○	○	○
20	看護管理システム	○	○	○
21	グループウェアシステム（医療系）	○	○	○
22	ウイルス対策システム	○	○	○
23	FileMaker システム	○	○	○
24	ファイルサーバ（院内共有フォルダー）	○	○	○
25	ファイル転送システム	接続のみ	接続のみ	接続のみ
26	利用者管理システム	○	○	○
27	部門仮想基盤	○	○	○
28	病院経営支援システム	○	○	○
29	統合診療支援システム	—	—	○

- ・ 上記に記載したシステムの仕様については、「別紙 1 .要求仕様書」を参照のこと。
- ・ 調達物品は、本機構及び各病院と同規模の医療機関における医療情報システムのハードウェアとして安定稼働実績があること。
- ・ 運用保守期間（稼働から 8 年間で予定）の使用に耐えうる耐久性（ハードウェアの耐久性、ソフトウェアの安定性）を有し、操作性、保守性、信頼性及び省電力性に十分配慮された製品であること。
- ・ 運用保守期間内は保守部品の提供が可能であること。

(イ) 接続を要するシステム及び医療機器

各病院のシステム全体構成図「別紙 2 .システム全体構成図」及び「別紙 3 .システム間連携一覧」及び「別紙 4 .医療機器連携一覧」を元に、システム間連携、医療機器との接続を行うこと。また、本調達に含まれないシステムとの連携についても同別紙を参照のうえ、各部門システムベンダーと連絡をとり、事前に接続仕様を定めること。なお、本調達に含まれないシステム側の調整費用及び接続に係る作業費用は、本調達範囲外とする。

(ウ) システム構築作業及びデータ移行作業

本基本仕様書に記載された要求項目に基づき、システムの構築作業、関係各部門システムとの接続及び現在運用中のシステムからのデータ移行作業を実施すること。なお、当該作業は、業務の停止をできるだけ避けること。また既存システムからのデータ抽出にかかる作業・費用はすべて受注者の責任で行い、移行結果のエビデンスを文書として記録すること。移行が必要なデータは「別紙 5 .移行データ一覧」を参照のこと。

(エ) 操作研修

本基本仕様書に記載された要求項目に基づき、稼働後の運用に支障をきたさないように必要に応じて操作研修等の利用者教育を行うこと。研修に際し、操作マニュアルや動画マニュアル等の活用も行い、本機構及び各病院と協議の上、実施すること。

また、システム管理者に対して、システム管理に必要な関連するマニュアル等を整備し提供すること。

(オ) セキュリティ対策

「I. 4. 情報セキュリティ要件」に記載されたセキュリティ対策を行うこと。なお、当該作業費用については本調達範囲内とする。

(カ) 運用保守

・提案書の作成

「I. 9. 保守要件」に記載する要件を満たす提案書を作成すること（本調達範囲内）。

・運用保守費用

上記提案内容を基に別途契約を予定（本調達範囲外）。

2. 機能要件

「II. 調達範囲」に記載したシステムの機能要件については、別紙1から別紙8を参照のこと。受託者は、最適なシステム構成等を提案し、本機構及び各病院と協議すること。

3. 規模、信頼性要件

(ア) 前提条件

- ・ 本調達で導入するシステムは、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応したシステムであること。
- ・ 本調達で導入するシステムは、法的に保存義務のある診療録等を電子媒体に保存する場合の三原則（真正性・見読性・保存性）を満たすものとし、その動作を保障できるシステムを整備すること。
- ・ システムの稼働環境は、本番環境、開発環境及び教育環境とする。設定変更やプログラム改修のテストは開発環境で行うこととする。

(イ) 規模要件

- ・ システムの操作研修・指導が必要となる概算の人員数は以下を想定する。人員数は今後増減する可能性がある。

職種	概算人員数		
	広島市民	安佐市民	舟入市民
医師、歯科医師	200	124	26
保健師・助産師・看護師・准看護師	996	612	151
薬剤師	55	31	14
診療放射線技師	50	32	9
臨床検査技師	67	45	14
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	26	26	6
管理栄養士	9	5	4
歯科衛生士	5	6	0
視能訓練士	4	2	0
臨床工学技師	20	13	0
事務員	40	28	7
その他	4	2	4

(ウ) 処理性能要件

- 本機構及び各病院の業務規模に基づき、オンライン処理のレスポンス・タイムの目標値は、いずれも全トランザクションの 90%以内のレスポンス・タイムを目標とする（ただし、添付ファイルのデータ量が大きくなる場合は除く。）。また、経年データ蓄積により想定されるレスポンスの悪化に対しても、定期的に本機構及び各病院立会いで確認の上、改善を行うこと。
 端末起動時間：概ね 1 分以内（資源配布時を除く）
 参照系処理（カルテの表示等）： 2 秒以内
 更新系処理（オーダの登録等）： 5 秒以内
- レセプト作成処理等バッチプログラムが稼働している場合やバックアップ中等でも、通常業務に支障をきたすことがないこと。

(エ) データ保存要件

- 保存される全データについては、提案するシステムのデータベース構造において、稼働後 8 年の保存期間分を HDD もしくは SSD 上に保存できること。

(オ) 信頼性要件

- 電子カルテシステムは極力システム停止を伴わない仕組みを有すること。
- システムに蓄積されているデータの欠損が発生しないことを保証すること。

(カ) 拡張性要件

- システムは、稼働後の医療機器等の追加にも対応可能な拡張性を有すること。
- システムは、稼働後において、端末、プリンタ等の追加にも対応可能な拡張性を有すること。
- 運用保守期間内に、ハードディスク等が容量不足となった場合であっても、増設ディスクが一般的な方式

で追加増設できること。

(キ) 可用性要件

- ・ ハードウェアの故障等によるシステムの停止を防止するため、電子カルテシステムのサーバ装置は冗長化構成とすること。
- ・ 部門システムのサーバ装置、部門仮想サーバにおいては、冗長化は必須としないが、障害時には速やかに復旧できる仕組みを有すること。
- ・ ディスクレイは、RAID 1 以上の冗長性を備え、ホットスワップ機能を有するものとすること。また、RAID コントローラの障害に備え、RAID コントローラの二重化又は外部保存した情報を基に RAID を復元する機能を有すること。
- ・ システムの故障や停電等の障害発生時においても、病院業務の遂行に支障を及ぼす影響を極小化し、復旧時の保守管理操作も容易なシステムを提供すること。
- ・ 原則として、提案するシステムにおいて、連携する他システムが停止しても、当該他システムと関係しない機能はサービスが継続されること。
- ・ 現時点の診療情報を参照するための参照環境を備え、電子カルテシステムが停止した場合でも参照できること。また、参照環境についても、本機構及び各病院が指定したデータを、医師法、医療法及び療養担当規則で定められている保存期間ハードディスクに保持し、参照できること。（コスト・運用を考慮し、舟入市民病院については1年分を想定）
- ・ ハードディスク装置の容量は、サーバ上で動作するアプリケーション及び保存データに対して十分な容量を想定すること。

(ク) 時間設定要件

- ・ ネットワークに接続している各サーバ及び各端末のシステム時計を定時更新／調整する機能を有すること。

(ケ) データ保護要件

- ・ 電子カルテシステムのアプリケーションに関する利用者の過失や故意などによる誤入力、書換え等のほか、ソフトウェアや使用機器に起因する消去等に対する防止策及び復旧策を講じること。

(コ) 標準化要件

- ・ システムを構成するハードウェア及びソフトウェアは、将来において最新の技術や製品群の採用が可能となるよう、汎用性とオープン性を有する技術を採用すること。
- ・ 電子カルテシステムと部門システムの接続については、可能な限り（舟入市民病院については原則）電子カルテシステムの標準仕様にて行うこととするが、本機構及び各病院の要望がある際には、部門システムから電子カルテシステム（もしくは DWH）のデータを参照する、もしくは電子カルテシステムから標準で出力可能な CSV データ等を部門システムが取り込む方式で実現することとする。
- ・ 提案するシステムは、将来的に十分なセキュリティ機能を搭載することを条件に、外部ネットワークを通じて、異なる医療施設間でも患者診療情報を交換できるような「標準形式による診療データ格納」（SS-MIX2 等）を実現すること。

- ・ システムのハードウェア、基本ソフト、データベースシステム、通信プロトコル等については、国際標準、業界標準のものを採用すること。
- ・ システムで使用する用語やコードについては、現在の各病院独自（固有）マスタあるいはパッケージ標準のマスタと医療情報システム開発センター(MEDIS-DC)が公開している標準マスタを使用すること。
 - ・ 病名マスタ
 - ・ 手術・処置マスタ
 - ・ 臨床検査マスタ（生理機能検査を含む。）
 - ・ 医薬品マスタ（HOT 番号）
 - ・ 医療機器データベース
 - ・ 看護実践用語標準マスタ＜看護行為編＞ ＜看護観察編＞
 - ・ 症状所見マスタ＜身体所見編＞
 - ・ 画像検査マスタ
 - ・ J-MIX（電子保存された診療録情報の交換のためのデータ項目セット）
- ・ 学会推奨の標準コードがあるものについては、原則として当該コードに変換することができること。
 - ・ JLAC11（日本臨床検査医学会）
 - ・ JJ1017（日本放射線技術学会） 等
- ・ システム変更に際して、以前のシステムで蓄積した情報の継続的利用を図るための対策が講じられていること。
- ・ HL7FHIR に準拠したデータ抽出が可能であること。また、2 文書 6 情報については必須とするが、今後の対応について、拡張性を有すること。

(サ) システム中立性要件

- ・ システムを構成するハードウェア及びソフトウェアは、将来において最新の技術や製品群の採用が可能となるよう、汎用性とオープン性を有する技術を採用すること。
- ・ サーバハードウェア上で稼動する OS は、アプリケーションプログラムに対して API（Application Program Interface）を通してそのサービスと機能を提供できること。また、OS のサービスと機能及び API の仕様は、標準化され広く普及している規格に準拠したものであること。
- ・ サーバハードウェア上で稼動する OS は、標準化されて広く普及している規格に準拠しているか、広く普及している CUI（Character-based User Interface）ベースのコマンドユーティリティ機能を提供していること。
- ・ 実行命令アーキテクチャが公開され、第三者によるアプリケーション開発が可能であるプロセッサであること。
- ・ システムのハードウェア、基本ソフト、データベースシステム、通信プロトコル等については、国際標準、業界標準のものを採用すること。
- ・ システム変更に際して、以前のシステムで蓄積した情報の継続的利用を図るための対策が講じられていること。
- ・ ハードウェア、ソフトウェアともに可能な限り特定の製品に依存しないこと。
- ・ なお、本機構及び各病院が認める理由以外で、特定の製品を意図した仕様であることが判明した場合には、受託者の責任においてオープンな製品を使用したシステムとなるよう作り直しを行うこと。ただし、パッ

ケージソフトウェアについては、パッケージソフトウェアで使用している技術が広く市場に流通している技術の場合にはこの限りではない。

(シ) 事業継続性要件

- ・ 広域災害等の発生時でも診療を継続するために、本調達における各システムで管理しているデータやシステム環境情報等を定期的にバックアップできる仕組みを提案すること。また、障害発生時に、データのリストアが速やかに行える仕組みを構築すること。
- ・ 電子カルテシステム、医事会計システム及び部門仮想基盤や各部門システムに格納される各データのバックアップは、日次で取得を行い、重複バックアップを排除した差分バックアップなど、容量削減を考慮した効果的なバックアップを行うこと。
- ・ ランサムウェアの潜伏期間を考慮し、7 世代前までの復元が可能なこと。
- ・ バックアップデータは上書き更新できないこと。
- ・ 障害等により機器の入れ替えやシステムの再構築が必要となった場合、ソフトウェア等のインストールやシステム環境構築に係る手順書の整備等を行い、その手順書どおりに実施できるか確認すること。

4. 情報セキュリティ要件

(ア) 利用者認証

- ・ すべての業務システムは、特段の指定がない限り、利用者 ID 及びパスワードで利用者を認証できること。また、医療情報システムは二要素認証に対応し、生体認証として、顔認証に対応できること。ただし、舟入市民病院については、生体認証は必須としない。また、二要素認証を経てログインしたシステムからシングルサインオンにて起動する際には、認証は不要とする。
- ・ 電子カルテシステムにおける利用者認証は、本機構及び各病院の設定でリトライ回数の設定が行え、リトライ回数以上間違えると、それ以上のパスワード入力を一時的に制限することができること、もしくは電子カルテシステムのメニュー画面が終了すること。
- ・ 利用者 ID のパスワードは、セキュリティを考慮してパスワード有効期限を設定でき、有効期限が切れた場合はパスワード変更を促すことができること
- ・ パスワードは、利用者以外に知られないようにするため、暗号化してサーバに送信されること。

(イ) ログ管理

- ・ 電子カルテシステムはサーバへのアクセス状況並びに認証失敗などのセキュリティ事象及びデータ更新・参照行為を、サーバ側でログとして記録すること。
- ・ 電子カルテシステムは保管データに対する操作状況（いつ、誰が、どのデータを、どうしたのか）をログファイルに記録すること。

(ウ) 端末等のセキュリティ設定

- ・ 電子カルテ端末は USB ポートの初期状態は、すべてのポートを使用不可状態にすること。本稼働前及び運用期間中に、本機構及び各病院の事情により、使用可能とする場合でも、USB デバイスごとに使用可・不可の設定ができること。

- ・ 電子カルテシステム端末は利用者がリムーバブルディスクを使用できないよう、CD/DVD ドライブ等を使用不可状態にできること。
- ・ BIOS を変更する際には、パスワードの入力を求めるよう設定できること。
- ・ 情報漏えい対策として、クライアント端末へのデータ保存ではなく、共有サーバ内にダウンロードデータを保存する設定を行える構成とすること。ただし端末へのデータ保存が必要なシステムに関してはこの限りではない。
- ・ 各端末の外部記憶媒体の利用は制限し、特定の端末でのみデータ抽出を可能とすること。

(エ) ウイルス対策

- ・ すべての端末及びサーバに、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルを自動で更新できること。ただしアプライアンス製品などのウイルス対策製品のインストールが不可な製品についてはその限りではない。
- ・ ウイルス対策ソフトは、リアルタイムで不正ソフトを検出する機能を有すること。
- ・ 外部媒体が端末に接続され操作された時に、当該メディアに対してウイルススキャン処理が実行されること。
- ・ ウイルス対策ソフトは、ふるまい検知にも対応できること。
- ・ ウイルス対策ソフトを導入する対象には、別紙 8-1～8-3 に記載の部門仮想基盤上の仮想マシンについても含めること。

(オ) 無線ネットワークの使用

- ・ ノート端末については既存の無線ネットワークへの接続を行う。接続に際し、証明書認証の設定を行うこと。

(カ) 院外からの接続

- ・ モバイルソリューションシステムにて院外から情報を取扱う場合は、物理的要件、技術的要件、ファシリティ要件及び人的要件から、可能な限りリスク回避、軽減する仕組みを導入すること。

(キ) その他

- ・ USB メモリ等の外部記憶媒体を使ったデータ出力の取り出し履歴管理が行えること。

5. ハードウェア要件

(ア) 共通要件

- ・ 調達物品は、本機構及び各病院と同規模病院のハードウェアとして、安定稼働の実績があること。
- ・ 運用保守期間としては、本調達における各システム稼働後 8 年間の利用を想定しており、使用期間に耐える耐久性を有していること。
- ・ 運用保守期間内は、保守物品の提供が可能であること。
- ・ 別紙 1 で示した仕様を参考に、相当の機能を有するハードウェアを提案、導入すること。
- ・ 提案する医療情報システム（各部門システムを含む）が問題なく動作し、運用できる性能を満たす装置を提案すること。

(イ) サーバ

- ・ 複数システムを 1 台のサーバで運用することは業務への影響度を考慮した上で可とする。ただしレスポンス、将来的なデータ容量等について十分な検証を行うこと。
- ・ 電源障害対策として、停電時に正常にシャットダウンできる時間を確保するためのサーバ装置等の無停電電源装置（UPS）を納入設定すること。
- ・ サーバ（Windows Server）のハードウェアに対する保守（次期電子カルテシステム稼働後 6 年間、24 時間 365 日対応）については、本調達とは別途契約とする。保守費用に含める具体的な対象機器を別紙 1 の項番で示すと以下のとおり。詳細の要件は別紙 1 を参照すること。

（
広島市民：電子カルテ系サーバ基盤（項番 4.41）、部門システム系サーバ基盤（項番 4.42）
安佐市民：電子カルテ系サーバ基盤（項番 4.48）、部門システム系サーバ基盤（項番 4.49）
舟入市民：電子カルテ系サーバ基盤（項番 4.55）、部門システム系サーバ基盤（項番 4.56）
）
- ・ 物理サーバ構成か仮想化によるサーバ構成かについては、同等の性能を満たす構成であれば原則、受託者にて構成を検討のうえ提案すること。

(ウ) クライアントパソコン

- ・ クライアントパソコンは、「別紙 6.機器調達台数一覧」を基に、納入する機器の性能等を勘案し、予備機を含め、運用に支障がない台数を準備すること。
- ・ パソコンは、種類ごとに原則単一機種で導入すること。
- ・ クライアントパソコン・プリンタ等は提案するシステムが問題なく稼働する機種を選定し、納入すること。
- ・ マウスはガラステーブル等においてもスムーズな操作が可能であること。必要に応じてマウスパッド等を調達に含めること。
- ・ キーボードは 10 キー付き日本語配列（JIS 配列）であること。

(エ) 外来表示盤システム用機器（表示盤ディスプレイ、制御端末）

- ・ 外来表示盤システム用のディスプレイ、制御端末等のハードウェア故障に対する保守（次期電子カルテシステム稼働後 6 年間、平日 9:00～17:00 対応）については、本調達とは別途契約とする。

(オ) その他の機器

- ・ その他、「別紙 6.機器調達台数一覧」に記載した機器は、同資料を基に、納入する機器の性能等を勘案し、運用に支障がない台数を準備すること。
- ・ 同一機器が複数台ある場合は、すべて単一機種で導入すること。

6. ソフトウェア要件

(ア) 共通要件

- ・ 今回調達の基幹システム及び部門システムについては、広島市民病院及び安佐市民病院と同規模病院の医療情報システムとして、入札時点で電子カルテシステムについては 500 床以上（舟入市民病院については 100 床以上）の病院の稼働実績が複数あるパッケージソフトウェアであること。
- ・ 納入時期までにコストパフォーマンスに優れた新製品がリリースされた場合は、本機構及び各病院と協議

のうえ、新製品に変更できること。

- ・ バグ修正及び制度改正等によるシステム改修については、原則としてシステムを停止することなく、更新等を実施すること。

(イ) アプリケーションソフト

- ・ 省スペースを考慮し、可能な限り電子カルテシステムと他システム（別途調達するシステムを含む。）のアプリケーションを同一端末で稼働させること。
- ・ その際、端末 PC へのハードウェア、ソフトウェアの設定変更作業が発生する場合は、イニシアティブをとり、他システムベンダーと協力して、作業を遂行すること。

(ウ) 付属ソフト【日本語ワープロソフト、日本語表計算ソフト及び日本語変換ソフト】

- ・ 日本語ワープロソフト及び日本語表計算ソフトとして Microsoft 社の Office を導入すること。その際、本調達の各システムの動作に不具合が発生しないバージョンを選択すること。必要数は、「別紙 6.機器調達台数一覧」を参照すること。OA ソフトのライセンス管理ができるサーバを別途準備すること。
- ・ また、電子カルテシステムが稼働する端末には、医学辞書機能を有する日本語変換ソフトを導入すること。

7. 設備要件

(ア) サーバ等設置

- ・ 納入するすべてのサーバ及びストレージは、本機構及び各病院の指定するサーバ室の 19 インチラックに搭載設置すること。なお、サーバ等機器を搭載するために必要な 19 インチラックは、その必要台数を本調達に含むものとする。
- ・ サーバは、同一筐体でも複数の筐体に分割してもよい。ただし、機能を複数筐体に分割する場合は、各サーバが仕様書に記載されているどの機能を実現するか文書で提示すること。
- ・ サーバラック内の構成等については、本機構及び各病院担当者と十分協議を行うこと。
- ・ 荷重条件及び空調条件については、提案システムの諸元を提示し、本機構及び各病院担当者と十分協議を行うこと。
- ・ サーバスイッチとコアスイッチ間の LAN ケーブル配線、サーバスイッチと各サーバ間の LAN ケーブル配線については、本機構及び各病院担当者と十分協議を行い本調達にて対応すること。
- ・ サーバ室内における分電盤から各サーバに対する 2 次側電源のブレーカー設置（流用できるものがあれば流用可）、ケーブル配線、コンセント設置を、本機構及び各病院担当者と十分協議を行い本調達にて対応すること。

8. 教育要件

- ・ システムの導入に当たっては、契約締結後、速やかに本機構及び各病院の指定する研修場所に十分な利用者教育環境（PC、必要機材等）を用意し、稼働後の運用に支障をきたさないよう、操作研修等の利用者教育を行うこと。
- ・ 教育及び訓練に必要なマニュアル、教材等は、必要部数準備すること。これらはすべて日本語で記載さ

れており、改訂された場合は速やかに対応すること。

- ・ システム管理者（保守予定業者等も含む。）に対して、システム管理に必要なハードウェア・ソフトウェア（OS を含む。）、ネットワークに関する基礎知識、操作方法、障害時の一次対応方法等の十分な教育及び訓練を行うこと。また、これらに関する分かりやすいマニュアル等を整備し、提供すること。
- ・ システム本稼働に向けて実施する操作研修は、必要に応じて当該システムを利用する全職員（本機構の業務委託業者職員を含む。）を対象に職種等に応じて実施すること。
- ・ 操作研修等の利用者教育で課題等が発生した場合は、マニュアルの変更を行い、追加修正を行ったもので教育すること。
- ・ 操作研修を実施する場合は、稼働後、利用者がスムーズに使用できるよう、十分に研修効果が得られる方策を取り、習熟度に応じて内容及び回数を随時調整すること。
- ・ 利用者が自由に端末を操作し、練習できる環境を整備すること。なお、令和 9 年 4 月から先行して 3 病院へパッケージ標準端末を各 3 台導入し、利用者が自由に操作して練習できる環境を整備するとともに、病院向け資源を随時適用して最新の状態を維持できるようにすること。
- ・ 総合リハーサル及び各所属で部門リハーサルを実施する場合は、本機構、当院と協力のうえ、受託者主導で実施すること。
- ・ 部署単位で操作研修を行う際には、研修用機材、環境及び職員をサポートする体制を整えること。

9. 保守要件

以下の要件を満たすサービス体制を有すること。詳細は受託者にて提案すること。なお、保守は本調達とは別途契約とする。

(ア) 機能更新

- ・ 電子カルテシステムは、機能的、修正的更新を行い、常に最新の状態を保持したシステムとすること。なお、電子カルテシステムの機能更新は、本機構と協議の上、保守要件に合わせ、必要なタイミングで機能更新を行うことができること。
- ・ 導入するシステムについて、診療報酬及び医療制度改正等の法改正によりプログラムやマスタ等のシステム変更が必要となる場合は、速やかに対応し、改定施行前にシステムの変更を完了すること。
- ・ システムの変更に際しては、病院業務に極力支障をきたさないよう配慮するとともに、変更内容について十分な説明を行い、文書にて本機構及び各病院へ報告すること。
- ・ 同じシステムを利用するユーザからの意見を汲み上げ、それを機能更新に反映できる仕組みを有していること。ただし、本機構及び各病院において不要と判断された機能等については利用しないよう設定できること。この要件は、システムの構築・導入作業にも適用する。
- ・ 必要に応じて各種標準マスタの提供を行うこと。
- ・ 本調達範囲における保守に関する連絡窓口は、一本化されていること。（原因が明確な場合は、本機構及び各病院から部門システムのベンダーに直接連絡を行うこともできること。）

(イ) システム及びネットワークの監視及び保守

- ・ システム及びネットワークについては、通信回線により遠隔監視を行うこと。

- ・ 閉域網を使用したリモートメンテナンスを行うこと。なお、機密保護に対して十分な対策を講じた回線及び設備を用いること。
- ・ リモートメンテナンスに必要な回線等の敷設は、本調達に含めることとする。
- ・ 基幹システム(電子カルテシステム及び医事会計システム)については、業務アプリケーションの監視(「サーバプロセス起動・稼働監視」、「定期業務実行監視(日次・月次など)」)を行うこと。
- ・ 基幹システム(電子カルテシステム及び医事会計システム)については、サーバパフォーマンスの監視(「DISK 容量」、「DB 容量」、「メモリ使用量」などの監視)を行うこと。
- ・ 24 時間 365 日対応可能なトラブルや質問に対する受付窓口を設けること。
- ・ 受付窓口には基幹システム(電子カルテシステム及び医事会計システム)の業務スキルを保有した要員を配置すること。

(ウ) サーバ関連機器保守

- ・ サーバ関連機器については、部品に異常・故障が発生した場合の交換費用も保守に含めること。
- ・ 保守期間中に必要になると想定される交換部品(UPS)の購入についても、すべて受託者負担とするため、保守経費の中に含めること。ただし、消耗品(ノートパソコン等のバッテリー、プリンタ用紙、トナー、バックアップテープ等)の購入については、本機構及び各病院側の負担とする。
- ・ サーバ関連機器において、定期的な予防保守(リモート監視又は定期点検等)を実施すること。

(エ) 保守体制

- ・ システム運用中に障害が発生して通常の使用ができなくなった場合は、本機構及び各病院からの連絡により、修理作業員が出向いて修理を行うこと。
- ・ <対象範囲>
本調達で対象としたすべての機器及び機能（端末や周辺機器の保守は、現行通りスポット修理を想定）
- ・ <対応時間>
各種サーバ及びサーバのソフトウェアについては、24 時間 365 日の保守を原則とすること。これ以外の対象範囲については、平日 8 時～18 時の 10 時間の保守を原則とすること。
- ・ 即時の修理が不可能な場合は、予備機等による速やかな障害対応その他の応急処置を行うこと。
- ・ システムの保守は、対象となるハードウェア及びソフトウェアのすべてに対して責任を持ち、システム障害の受付窓口をハードウェア及びソフトウェアごとに一本化し、障害の切り分けを行うこと。
- ・ 業務への支障を考慮し、システムの停止時間が 120 分以上にならないよう障害復旧、応急対応等を講じること。
- ・ 関連する他システムとの間で障害の所在が不明な場合であっても、他システムの担当者、運用管理委託の担当者等と協力し、障害原因の切り分けを行うこと。
- ・ 電気、空調等の設備障害、接続している他システムの連携障害など、本調達における各システム以外が原因と考えられる障害についても、システムの緊急措置を行い、関係者との連携を密にして障害解決に当たること。
- ・ システムの停止時間が 120 分以上にならないように、リモートメンテナンスによる障害検知又は本機構及

び各病院職員による不具合等発見の連絡を受けた後、本機構、広島市民病院及び舟入市民病院に 30 分以内、安佐市民病院に 60 分以内に到着できるシステム全 3 般の保守拠点を有すること。

- ・ ウイルス等不正プログラムの被害時には、当該ハードウェアに対し、オペレーティングシステム及びアプリケーションソフトウェアの再導入を行うとともに、納品時及び運用開始後に実施した設定等の修復作業を行うこと。また、各データに対してウイルス等不正プログラムによる影響の有無を確認し、本機構及び各病院と協議の上、必要なデータ復旧処理等を実施すること。
- ・ 障害復旧に際してシステムの設定情報が消滅した場合は、本機構及び各病院が指示する構成データを使用してシステムを復元すること。
- ・ 本機構及び各病院側の誤操作による障害時並びに原因不明時の回復作業についても支援すること。
- ・ システム障害が発生した場合は、システム復旧後、速やかに原因を究明し、再発防止策及び対応策を文書で報告すること。
- ・ 機器や障害の問題発生時の報告書作成、管理台帳の更新等を行うこと。
- ・ 障害発生時の一次対応に関するマニュアルを作成すること。

(オ) 予防保守

- ・ システムの安定稼働を維持するため、本調達で導入した UPS について、年 1 回以上の点検作業（電源、ファン、稼働状態の確認等）を行い、必要に応じて部品交換を行うこと。
- ・ 予防保守は、システムを停止せずに行える仕組みを有すること。ただし、システム停止が必要な保守作業が発生する場合は、本機構及び各病院と協議の上、実施すること。
- ・ 予防保守の作業日時については、本機構及び各病院と協議の上、実施すること。
- ・ 作業終了後は、報告書を提出すること。

(カ) 保守作業管理

- ・ 他病院で発生したトラブル事例を整理し、拠点に通知することで、同様のトラブルの発生を防止する体制が整っていること。
- ・ 保守作業員は、院内の出入りに際し、身分証の提示又は名札を着用すること。
- ・ 保守作業員全員に対し、本機構及び各病院内の行動に関する倫理、道徳、社会常識的な指導をすること。
- ・ 不適切なソフトウェアによる情報の破壊等を発生させないため、ソフトウェア、機器、媒体の管理を適切に行うこと。

(キ) データ管理

- ・ 紙文書は、ファイリングを行い、施錠可能な保管場所に保管すること。
- ・ 電子データは、識別管理を行い、施錠可能な保管場所に保管すること。
- ・ システム管理室及びサーバ室への記憶媒体の持込み持出しは、原則として禁止する。やむを得ず行わなければならない場合は、必ず事前に本機構及び各病院の承認を得ること。

(ク) リモートメンテナンス

- ・ リモートメンテナンス集約環境を構築し、本調達におけるシステムは原則本リモートメンテナンスを利用すること。
- ・ 本調達以外のシステムも、将来的に利用できるよう拡張性を考慮すること。
- ・ リモートメンテナンスの要件は、「別紙 1.要求仕様書」に記載するとおり対応すること。

10. 運用要件

(ア) データバックアップ

- ・ データバックアップ作業は、システムを停止させずに行うことができ、本調達で導入するシステムについて、すべてのデータ領域のフルバックアップが可能であること。
- ・ 取得された各種バックアップデータは、他者が容易に見ることができないような構造で保管され、必要に応じて容易に復元が行えること。
- ・ バックアップデータの復元の際は、日時指定による世代選択が行えること。なお、基幹システム(電子カルテシステム及び医事会計システム)についてはバックアップの世代は、7世代以上を予定すること。
- ・ データ転送量の削減、バックアップ時間の短縮及び複数のデータ保管のため、最適なバックアップパターンを選択可能であること。
- ・ 毎日のデータバックアップにおいて、当該バックアップ処理中も、システムの中断を伴わない運用を確保できること。
- ・ バックアップ媒体は、記録及びリストアの時間が短時間で、かつ高い信頼性と多くの導入実績を有するものを納入すること。
- ・ バックアップ処理をスケジュール化して自動実行でき、バックアップ媒体が1媒体で容量が不足する場合は、オートチェンジャー等を備え、無人処理が可能であること。
- ・ システムで利用する記録媒体における保証された保存可能期間が、診療録及び診療諸記録（以下「診療録等」という。）の法的保存義務年限より短い場合は、新たに記録媒体に複写可能であること。
- ・ 稼働後8年は記録媒体を追加することなく保管できること。
- ・ 災害時やランサムウェアへの感染に備え、バックアップデータは基幹系システムから物理的に分離されたネットワークもしくは、暗号化領域に保存すること（オフラインバックアップ）。また、データセンター等への遠隔地バックアップは必須とする。

(イ) 運用管理支援

- ・ 医療情報システム運用管理規程等の作成を支援すること。支援とは、本機構及び各病院担当者との打合せ及び助言を最低条件とし、その他誠意をもって作成に当たること。
- ・ 本機構及び各病院においてシステム運用業務（オペレーター業務）等を別途契約する場合は、該当要員に対して、システム構築期間中にシステムの日常運用に関する操作方法を教育すること。
- ・ 導入のソフトウェアについて脆弱性等の情報を得た場合は、専門的な見地からバージョンアップの必要性等について本機構及び各病院に提言すること。
- ・ 本調達における各システムに対して、セキュリティ対策に関する監査等が行われる際には、資料提供等の支援を行うこと。

- ・ 医療情報システムについて、別途契約予定の運用保守 SE が利用するための開発環境を構築すること。

1 1. 実施体制要件

(ア) プロジェクトマネジメント

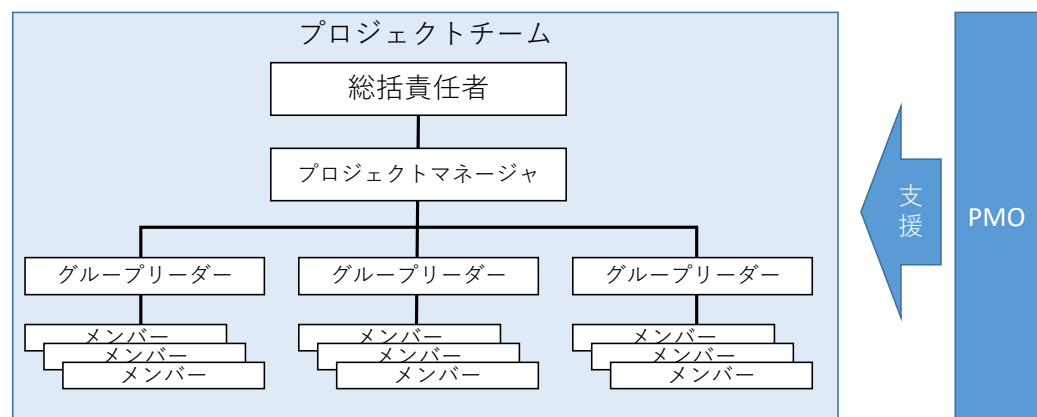
- ・ 業務のプロセスや進捗状況等を確認するための会議を、定期的に行うこと。また会議終了後、一週間以内に当該会議の内容を書面で本機構及び各病院へ報告し、その了承を得ること。
- ・ プロジェクト管理に必要な文書の作成は、PMBOK に記述された概念、用語に準拠して行うこと。なお、プロジェクト管理に必要な情報共有環境を整備するとともに、ドキュメント管理マニュアルを策定して作業を行うこと。
- ・ 本調達の全体を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を選任するとともに、システム別等にグループ編成を行い、グループごとにリーダー（以下「グループリーダー」という。）を割り当てること。また、各グループリーダーをとりまとめる現場責任者としてプロジェクトマネージャー（以下「プロジェクトマネージャー」という。）を選任すること。
- ・ 総括責任者は、今回調達するシステムが幅広い達成目標を持つため、医療部門以外の情報システムに関する公的資格（例：経済産業省の高度情報処理技術者資格等）を有すること。
- ・ プロジェクトマネージャーは、広島市民病院及び安佐市民病院においては病床数 500 床以上、舟入市民病院は 100 床以上の電子カルテシステム導入プロジェクトにおけるリーダー経験を 5 件以上有すること。また医療情報学会認定の医療情報技師又は経済産業省の高度情報処理技術者資格を有すること。

(イ) 人員体制

- ・ プロジェクトチームは、医療情報システムの構築・導入経験のある SE で構成し、広島市民病院及び安佐市民病院のグループリーダーは医療情報システムの構築・運用に関する実務経験 5 年以上かつ病床数 500 床以上（舟入市民病院は 100 床以上）のプロジェクト経験を有する者を選任すること。
- ・ プロジェクトチームのメンバーには、高度情報処理技術者の資格を有する者及び医療情報学会認定の医療情報技師の資格を有する者を、それぞれ 1 名以上含めること。なお、同一の者が両資格を有する場合は、当該 1 名をもって本要件を満たすものとする。
- ・ プロジェクトチームメンバーは、システムが安定稼働するまでの全工程において、極力入れ替えがないよう配慮すること。やむを得ない理由により入れ替えが発生する場合は、本機構及び各病院へ事前報告を行い、十分な引継ぎを行うこと。また、安定稼働後も、本機構及び各病院からの要請に応じて協力援助が可能なこと。
- ・ プロジェクトマネージャーは、プロジェクト開始から本業務に専念すること。
- ・ 本機構及び各病院からの指示や協議は、すべて総括責任者又はプロジェクトマネージャーを通じて行う。
- ・ 総括責任者及びプロジェクトマネージャーは、勤務時間内においては、常時、連絡を取ることができるとともに、連絡を受けて速やかに担当者に指示できる状態にあること。また、各プロジェクトメンバーにセキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施すること。
- ・ プロジェクト運営を円滑に推進するため、PMO（Project Management Office）を設置し、総括責任者、プロジェクトマネージャー、グループリーダー及び各メンバーが行う業務を支援すること。

- ・ プロジェクトチームのメンバーは、本機構及び各病院への出入りに際し、身分証の提示又は名札を着用すること。
- ・ 本機構及び各病院内の行動に関する倫理、道徳、社会常識的な指導をプロジェクトチームのメンバー全員に行うこと。
- ・ 不適切なソフトウェアによる情報の破壊等を発生させないため、ソフトウェア、機器、媒体の管理を適切に行うこと。
- ・ 医療情報システムは高い品質を要求するため、品質管理責任者を設置し、プロジェクトを推進すること。

体制図



(ウ) 作業支援

- ・ 電子カルテシステムが稼働するまで、デモシステムを常設し、打合せ等で当該画面を見ながら会議ができる環境を整えること。
- ・ システムの導入に係る各種会議への出席や資料の作成等、本機構及び各病院から要請があった場合は適切に対応すること。
- ・ 本機構及び各病院職員のほか、関係する他の業者とも連携・協力し、業務の円滑な遂行に努めること。

(エ) 機器設置作業

- ・ 機器の搬送、搬入、設置及び組立てについては、本機構及び各病院の希望する日時に合わせ、休日や夜間であっても追加の費用は発生しないこと。
- ・ 機器は、本機構及び各病院の指示する場所に設置し、動作確認作業も行うこと。なお、設置の下見を行う場合は、本機構及び各病院担当者同行の上で確認すること。その際、本機構及び各病院の準備する電源や机に不備がある場合は助言すること。
- ・ 各機器は本機構及び各病院が指定する場所に確実に設置し、各種ケーブル類の整理まで行うこと。
- ・ 機器の配置管理をするため、各機器に対して本機構及び各病院の指定する備品シールを張り付けること。
- ・ 本機構及び各病院における端末展開時のスペース確保が困難であるため、導入する端末は、事前にセットアップが完了した端末を納入すること。
- ・ 各機器の設置場所及び設置台数は、「別紙 6.機器調達台数一覧」記載のとおりとすること。

- ・ 機器等設置完了後（稼働時点）の導入機器一覧（管理番号、区分、機種、設定・ソフト仕様、設置場所等を含む。予備機も含めること。）を作成し、提出すること。

（オ）既設の機器

- ・ 新規調達機器以外に、既設流用想定 of 機器も存在する。モニターやプリンタなどの既存機器との接続については、本機構及び各病院の指示のもと受託者にて原則行うこと。

（カ）稼働前

- ・ システム稼働時に混乱をきたさないように、実運用（通常運用及び障害時の運用）に則したシステム全体を通じての総合リハーサルを 2 回行うこと。
- ・ 稼働後は、調達システムの安定稼働までの一定期間（概ね 2 週間以上）、必要とする要員もしくはオペレータを配置すること。
- ・ ハードウェアの導入に当たって、ソフトウェアのインストール及び初期設定（パソコンについては、本機構及び各病院が指定するソフトウェアのインストール及び初期設定を含む。）、外付け追加機器設定、プリンタの印字確認、マスタ CD（又は DVD）の作成及び全機器の動作確認を行うこと。なお、動作確認により判明した不具合については、速やかに修復等すること。
- ・ 救急や ICU 等の部署については、システム切替に伴う停止時間を必要最小限とすること。対象となる部署については別途協議する。

（キ）システム導入に係る受託者への貸与品等及び費用の負担

- ・ 本機構及び各病院で負担する貸与品・支給品等は、次のとおりとする。
 - ・ 作業スペース（広さ等は、本機構及び各病院と別途協議）
 - ・ 机、椅子（ただし、各病院の状況により 提供できない場合は、受託者側にて用意すること。）
 - ・ 電源（電源容量については、本機構及び各病院と別途協議）
 - ・ 業務上必要な光熱水費
 - ・ 請求書など運用で使用する専用紙（テストで使用）
- ・ これら以外に必要なもの（備品等）は、受託者側にて用意すること。
- ・ 開発用端末等の調達、設置費用は、本契約額に含むものとする。
- ・ 本機構及び各病院からの貸与品・支給品等は、善管注意義務をもって取り扱い、その責に帰すべき事由により亡失、損傷等した場合は、損害賠償の責を負うものとする。
- ・ 貸与品、光熱水費等については、必要最小限の利用に努めること。

12. その他特記事項

（ア）守秘義務

- ・ 業務の履行に当たり知り得た情報は、契約終了後においても自己の同種の情報に対するのと同等の注意・配慮を持って機密として保持し、当該情報を知る必要のある自己の従業員（承認を得た第三者を含む。）以外に開示又は漏洩せず、この契約の目的以外に利用してはならない。
- ・ 契約までに公知となっている事項又は契約締結後公知となった事項は、機密に該当しないものとする。

(イ) 著作権等〔納品物（書類等に限る、ソフトウェア・ハードウェアは含まない。）〕

- ・ 本基本仕様書「Ⅰ． 6. 納入物」に記載の「(ア) プロジェクト計画書」及びプロジェクト計画書に記載の成果物、「(イ) その他の図書類」に記載の各納品物（以下これらを総称して納品物という。）に関する著作権は、本基本仕様書の記載に関わらず、本機構及び各病院には帰属せず、当該納品物を作成した著作者(受託者)に帰属する。ただし、当該納品物について、本機構及び各病院は、著作者(受託者)の承諾及び著作者(受託者)への対価の支払いを要することなく、本機構及び各病院の内部業務処理目的に限り、秘密保持義務に違反しない範囲で、かつパッケージソフトウェアの使用許諾契約に定めがある場合にはその範囲内で自由に利用できるものとする。

(ウ) 使用する言語について

- ・ 本機構及び各病院への成果品を始めとするすべての提出物及び会話、文書、メール等すべてのコミュニケーションは、日本語を用いること。
- ・ 本業務に従事する者は、日本語による通訳等を介さないで意思疎通が可能であり、本機構及び各病院の意思を正確に把握可能であること。

(エ) 契約不適合責任について

- ・ 本業務が終了した後でも、本調達において締結した契約書、本基本仕様書及びその別紙に記載された内容に納品した成果物が不適合である場合には、その成果物を無償で修正する義務（契約不適合責任）を負う。

(オ) 受託後の留意事項

- ・ 法令規則等を遵守し、本機構及び各病院にとって最適なシステムとなるよう業務を遂行すること。また、必要な事項については、積極的な提案を本機構及び各病院に対し行うこと。
- ・ 本機構及び各病院が別途調達又は委託した受注者が行う工事や施工監理等業務に対して、必要な情報を提供する等の協力を行うとともに、本機構及び各病院の指示に従うこと。
- ・ 本調達業務遂行の際は、本基本仕様書の指示事項その他の必要要件について、本機構及び各病院と十分協議を行うとともに、指示に従うこと。また、作業内容等について疑義が生じたときは、速やかに本機構及び各病院と協議の上対応すること。
- ・ 業務の進捗状況について、本機構及び各病院に適宜報告し、関係者による定期的な会議を開催すること。
- ・ 本機構及び各病院との打合せを行う際には、議事案及び打合せ記録を作成すること。議事案及び打合せ記録の作成においては、本機構及び各病院の決裁をとること。なお、本機構及び各病院との打合せ等においては、責任者を定め、わかり易く、効率的に行うこと。
- ・ 打合せ等において生じた検討課題を表にしたものを作成すること。なお、検討課題の表は、受託者が調査・検討し回答するものと、本機構及び各病院が検討し回答するものとに分け、それぞれ回答時期を明記すること。
- ・ 設計・構築時において、設計書等成果物の作成等のために作業する環境（作業場所、必要機材、事務用品等）は、本機構及び各病院では一切提供しないものとする。ただし、本機構及び各病院と打合せ等

を行う場合は、可能な限り本機構及び各病院が環境を提供することとする。なお、導入作業等で本機構及び各病院の施設を利用する場合は、本機構及び各病院と事前に協議し、指示に従うこと。

- ・ 本調達の契約に基づき、本機構及び各病院へ本業務を遂行するにあたり、現場への確認等の調査を実施する必要がある場合は、本機構及び各病院に事前に協議し、調査票案等調査に必要な資料を作成すること。
- ・ 成果物に不適合が見つかったときは、本機構及び各病院が承認した事項についても、速やかに図書等の修正を行わなければならない。なお、当該改正作業に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- ・ 受託者は、業務完了後であっても、契約の範囲内における本機構及び各病院からの問合せ等に応じること。
- ・ 受託者は、業務の遂行上、本基本仕様書の解釈に疑義を生じた事項又は本基本仕様書に明記していない事項については、本機構及び各病院と協議し、指示に従うこと。

(カ) 契約終了時の支援

- ・ 本契約の終了時において、受託者の負担により、以下の資料を電子媒体で提供し説明を行うこと。

【提供資料】

- ・ システム機能一覧（画面、帳票、インターフェース等の区別があるもの）
帳票サンプル（固定レイアウトを持つ帳票の全て）
本調達における各システム運用開始後の改修一覧
移行に係る問い合わせ等への対応

(キ) その他

- ・ 本調達による納入機器等（ソフトウェアを含む。）の稼働及び保守並びにソフトウェア等著作物の使用に対する法令適合については、受託者が最終責任を負うこととし、これを製造者との間の契約等（ソフトウェア使用許諾契約を含む。）により担保していること。

以上